

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 31 年 3 月 15 日

豊後大野市長 川野 文敏

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
大野町津留・両家地区（更新）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 2 月 22 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況
【経営体数】

| | |
|------------|-------|
| 法人 | 2 経営体 |
| 個人 | 2 経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 組 織 |
4. 3 の結果として、当該区域に中心経営体が十分いるかどうか
中心経営体は十分確保されている
5. 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
 - ・集落内の担い手へ農地を集積し、農地中間管理事業を活用する。
 - ・出し手の農家も水路・農道等の維持管理に協力し、地域全体で農地を維持していく。